

標準文書保存期間基準(保存期間表)

北海道環境局自然環境整備課

令和8年8月26日

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
その他の事項					
1	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） ② 財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ） ③ ①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ） ④ 歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）	10年	- 概算要求の方針 - 大臣指示 - 政務三役会議の決定 - 省内調整 - 概算要求書	以下について移管 ・ 財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・ 財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	① 歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ） ② 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ） ③ 会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ） ④ ①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ） ⑤ 国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）	5年	- 歳入及び歳出の決算報告書 - 国の債務に関する計算書 - 継続費決算報告書 - 歳入徴収額計算書 - 支出計算書 - 歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 - 徴収簿 - 支出決定簿 - 支出簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出負担行為認証官の帳簿 - 計算書 - 証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。） - 意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを除く。） - 調書 - 警告決議に対する措置 - 指摘事項に対する措置	以下について移管 ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・ 財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・ 財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
2	政策評価に関する事項	① 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ② 基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ）	10年	- 開催経緯 - 議事の記録 - 配付資料 - 中間報告、最終報告、提言 - 外国・自治体・民間企業の状況調査 - 関係団体・関係者のヒアリング	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		討、政策評価 法第10条第 1項の評価書 の作成その他 の政策評価の 実施に関する 重要な経緯	③基本計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制定 又は変更の通知に関する文書 （二十六の項イ） ④実施計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制定 又は変更の通知に関する文書 （二十六の項イ） ⑤評価書及びその要旨の作成 のための決裁文書並びにこれ らの通知に関する文書その他 当該作成の過程が記録された 文書（19の項に掲げるもの を除く。）（二十六の項ロ） ⑥政策評価の結果の政策への 反映状況の作成に係る決裁文 書及び当該反映状況の通知に 関する文書その他当該作成の 過程が記録された文書（二十 六の項ハ）		・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知	
3	公共事業の 実施に關する事項	直轄事業として実施される 公共事業の事業計画の立案 に関する検討、関係者との 協議又は調整及び事業の 施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項 イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（二十七の項イ）	事業終了 の日に係 る特定日 以後5年 又は事後 評価終了 の日に係 る特定日 以後10 年のいづ れか長い 期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	以下について移管 ・総事業費が特に大規模 な事業（例：100億円以 上）については、事業計 画の立案に関する検討、 環境影響評価、事業完了 報告、評価書その他の重 要なもの ・総事業費が大規模な事 業（例：10億円以上）に ついては、事業計画の立 案に関する検討、事業完 了報告、評価書その他の 特に重要なもの ・工事誌
			⑩①から⑨に含まれない軽微 な文書	5年	・基本方針 ・基本計画	廃棄
4	国立公園等 整備費等に 關する事項	直轄事業の執 行に係る経 緯・契約行為	①政策評価法による事前評価 に関する文書（二十七の項 ヘ） ②公共事業の事業計画及び実 施に関する事項についての関 係行政機関、地方公共団体そ の他の関係者との協議又は調 整に関する文書（二十七の項 ロ） ③事業を実施するための決裁 文書（二十七の項ハ） ④事業の経費積算が記録され た文書その他の入札及び契約 に関する文書（二十七の項 ニ） ⑤工事誌、事業完了報告書そ の他の事業の施工に関する文 書（二十七の項ホ） ⑥政策評価法による事後評価 に関する文書（二十七の項 ヘ） ⑦①から⑥に含まれない軽微 な文書	事業終了 の日に係 る特定日 以後5年 又は事後 評価終了 の日に係 る特定日 以後10 年のいづ れか長い 期間	・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・施行委任事業（北海道） ・実施案 ・自然公園等事業要望 ・直轄整備中期計画 ・国立公園等整備費 ・環境保全施設整備費 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	以下について移管 ・総事業費が特に大規模 な事業（例：100億円以 上）については、事業計 画の立案に関する検討、 環境影響評価、事業完了 報告、評価書その他の重 要なもの ・総事業費が大規模な事 業（例：10億円以上）に ついては、事業計画の立 案に関する検討、事業完 了報告、評価書その他の 特に重要なもの ・工事誌
				5年	・基本方針 ・基本計画	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
5	国際観光旅客税財源観光振興費に関する事項	国際観光旅客税財源観光振興費の管理・契約行為	①事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ） ②事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ） ③工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）	契約が終了する日に係る特定日以後5年 ・実施案 ・国立公園等自然整備調査費 ・各種手続きに係る ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書	廃案
6	国立公園等維持管理費等に関する事項	維持管理費の管理・契約行為	直轄施設の維持管理に係る調整・手続き及び契約行為に関する文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年 ・実施案 ・国立公園等維持管理費 ・環境保全調査費	廃案
7	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年 ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
		軽微な文書	5年	・推薦調書	廃棄
8	法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1) 法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程 (2) 法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①勧告に関する経緯が記録された文書 ②勧告の内容及びその措置結果が記録された文書 ①他の行政機関等の協議に対する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） ②同意等の内容が記録された文書 ①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	30年 ・大臣指示 ・状況の調査 ・勧告 ・措置結果 10年 ・各省への協議案 ・各府省等からの質問・意見 ・各府省等からの質問・意見に対する回答 ・同意書 10年 ・報告、資料提出の求め ・調査計画 ・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置	
9	国有財産の 登録・報告 等に関する 事項	国有財産の管 理	①国有財産台帳及び付属図面	常用（無 期限）	・ 契約書	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事案に関するもの
			②用地取得の経緯が記録され た文書	30年		
			③国有財産台帳の価格改定の 経緯が記録された文書	10年	・ 価格改定評価調書	
			④国有財産を処分するための 決裁文書	5年	・ 用途廃止関係	
			⑤①から④までに掲げるもの のほか、国有財産に関する重 要な経緯が記録された文書	5年	・ 国有財産台帳登録資料	
			⑥①から⑤に含まれない軽微 な文書	5年		廃棄
10	国有財産使用 許可に関 する事項	国有財産の管 理（許可）	国有財産を管理するための決 裁文書	使用許可 期間終了 の日に係 る特定日 以後5年	・ 使用許可関係	廃案
			国有財産管理のための確認等 の軽微な文書	5年	・ 暴力団排除に関する照会	廃案
11	借地・占用 許可に関 する事項	国有財産の管 理（許可）	国有財産を管理するための決 裁文書	5年	・ 借地・使用承認・道路占用・ 河川占用	廃案
12	物品の管理 に関する事 項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する 文書	常用（無 期限）	・ 物品管理簿 ・ 物品供用簿	廃棄
				5年	・ 調達・契約に関する文書 ・ 不用決定に関する文書 ・ 物品管理に関する文書 ・ 金券管理簿	
13	統計調査に 関する事項	統計調査に関 する重要な経 緯	①統計の企画立案に関する経 緯が記録された文書	10年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 要領 ・ 承認申請書	以下について移管 ・ 基幹統計調査の企画に 関する文書及び調査報告 書 ・ 一般統計調査の調査報 告書
			②統計の承認に関する経緯が 記録された文書		・ 実施案 ・ 事務処理基準	
			③統計の実施に関する経緯が 記録された文書		・ 調査票	
			④調査票（記録媒体を問わず 実査段階において作成・収集 されたもの）	調査規則 で定めて いる期間 又は調査 計画に定 める期間		
			⑤統計の集計結果に関する文 書	20年	・ 調査報告書	
			⑥統計の二次利用のための調 査票情報文書	永年	・ 調査票情報	
			⑦統計の集計結果の正確性の 検証のための文書		・ 集計結果の作成に活用した統 計及び行政記録情報	
14	広報に関す る事項	広報	①広報に関する文書	5年	・ 広報資料 ・ 報道発表資料	移管
			②①のうち軽微なもの	3年	・ パークボランティア募集 ・ 調達情報 ・ 開催案内 ・ 結果報告 ・ 関連資料	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
15 職員の交替 に関する事項	事務所長等の 交替	事務所長、統括自然保護企画 官、課長等の交替に関する文 書 ----- 上記以外のもの	3 年 1 年未満	・事務引継書 ・引継書	廃棄 廃棄
16 所管する会 議に関する 事項（前項 までに揚げ るものを除 く）	会議	①会議に関する文書 （管内連絡会議会議、検討委 員会 等） ----- ②軽微な会議に関する文書	5 年 3 年 1 年未満	・会議資料 ・出席者名簿 ・会議資料 ・出席者名簿 ・所内打ち合わせ会議資料	廃棄
17 他の行政機 関等が所管 する業務に 関する事項 （前項まで に揚げるも のを除く）	他の行政機関 等が所管する 業務	他の行政機関等が所管する業 務に関する照会・通知等に関 する文書	5 年	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・届出 ・申請 ・依頼 ・協議 ・事務連絡	廃棄
18 官報の掲載 に関する事項	官報掲載	官報掲載文書	5 年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関する 文書	廃棄
19 証明書に関 する文書	証明書	各種証明書に関する文書	5 年	・各課の業務に属する身分証明 書に関する文書	廃棄
20 通知・通達 等に関する 事項	通知・通達等 の管理	所管する業務に関する照会・ 通知等に関する文書	5 年	・通知・通達（環境省・環境省 以外） ・積算資料関係 ・届出・提出・公表関係 ・雑件	廃棄
21 職員の委 嘱・派遣等 に関する文 書	委嘱・派遣・ 講師依頼	他機関からの委嘱・派遣等依 頼文書等 職員の講演等に関する文書	5 年	・委嘱依頼 ・派遣依頼 ・承諾書 ・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書	廃棄
22 契約行為に 関する事項 （前項まで に揚げるも のを除く）	契約行為	所管する業務に係る契約行為 に関する文書	契約が終 了する日 に係る特 定日以後 5 年	・契約に関する文書 ・報告書 ・物品の購入に関する決裁関係	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
備考					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。					
1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書					
2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書					
3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書					
4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書					
5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書					
6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書					
7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書					
8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議					
9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議					
10 特定日 第14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）					
二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。					
三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。					
四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成24年4月10日府令第86号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」（平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。					
五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。					
六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。					